

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	国民健康保険税に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

伊東市は、国民健康保険税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

伊東市長

公表日

令和7年7月2日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	国民健康保険税に関する事務
②事務の概要	①国保資格・所得、固定資産等の課税資料に基づく課税計算 ②国民健康保険税の課税に関する事務
③システムの名称	国民健康保険税システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム、既存住民基本台帳システム

2. 特定個人情報ファイル名

国民健康保険税システム情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第一の16の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条 伊東市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例 第4条
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) なし (別表第二における情報照会の根拠) 27の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供の根拠) なし (情報照会の根拠) 第20条

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	市民部 保険年金課
②所属長の役職名	保険年金課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	伊東市役所 市民部 保険年金課 〒414-8555 静岡県伊東市大原二丁目1番1号 電話 0557-32-1622
-----	--

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	伊東市役所 総務部 庶務課 〒414-8555 静岡県伊東市大原二丁目1番1号 電話 0557-32-1234
-----	--

9. 規則第9条第2項の適用		[]適用した
適用した理由		

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。	

8. 人手を介在させる作業		[] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む。)の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄		
9. 監査			
実施の有無	[○] 自己点検	[] 内部監査	[] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	[1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発		
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	宛名システムやその他の業務システムにおいて、記録されている特定個人情報のうち業務上必要のない特定個人情報に、各業務担当者がアクセスできないようにアクセス制御を行っている。		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年7月29日	I-3 個人番号の利用 法令上の根拠	(追加)	伊東市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例 第4条	事後	
平成31年3月20日	I-5 評価実施機関における 担当部署 ② 所属長の役職名	保険年金課長 肥田 耕次	保険年金課長	事後	様式の変更に伴う修正
平成31年3月20日	IV リスク対策	(追加)	(追加)	事後	様式の変更に伴う修正
平成31年3月20日	II-1 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年2月19日 時点	平成31年1月31日 時点	事後	
平成31年3月20日	II-2 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年2月19日 時点	平成31年1月31日 時点	事後	
令和2年7月14日	II-1 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年1月31日 時点	令和2年1月31日 時点	事後	
令和2年7月14日	II-2 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年1月31日 時点	令和2年1月31日 時点	事後	
令和3年9月17日	I-1 特定個人情報ファイル を取り扱う事務 ② システムの名称	番号連携サーバ、行政基本システム	団体内統合宛名システム、既存住民基本台帳システム	事後	
令和3年9月17日	I-4 情報提供ネットワーク システムによる情報連携 ② 法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	
令和3年9月17日	II-1 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年1月31日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年9月17日	II-2 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年1月31日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和4年12月8日	II-1 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和4年12月8日	II-2 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月7日	I－4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項 (別表第二における情報照会の根拠) 27、42、44、45の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供の根拠) 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第25条、第28条、第31条、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第44条、第47条、第49条、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条及び第59条 (情報照会の根拠) 第20条、第25条及び第26条	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) なし (別表第二における情報照会の根拠) 27の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供の根拠) なし (情報照会の根拠) 第20条	事後	誤りの修正
令和5年10月11日	Ⅱ－1 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和5年10月11日	Ⅱ－2 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和7年7月2日	Ⅱ－1 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	
令和7年7月2日	Ⅱ－2 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	
令和7年7月2日	Ⅳ－8 人手を介在させる作業	(追加)	(項目を追加)	事後	様式の変更に伴う修正
令和7年7月2日	Ⅳ－11 最も優先度が高いと考えられる対策	(追加)	(項目を追加)	事後	様式の変更に伴う修正